

生活保護基準未満の低所得世帯の推定について

推定方法

全国消費実態調査及び国民生活基礎調査の個票データを特別集計し、一定の仮定を置いて推計する。

- 平成16年全国消費実態調査の集計世帯数 約6万世帯
- 平成19年国民生活基礎調査の集計世帯数 約2万世帯

- 生活保護は、年齢別、世帯構成別、所在地域別に基準額が定められており、最低生活費は、個々の世帯の状況によって異なる。
- このため、推計に当たっては、全国消費実態調査又は国民生活基礎調査の個票データを特別集計して算出する。

1 フロー所得による生活保護基準未満の世帯数の推計

①最低生活費の認定

最低生活費＝生活扶助(1・2類費、各種加算)＋教育扶助＋住宅扶助

※生活扶助については居住する住所地の級地の基準額を適用する。

住宅扶助については実家賃(特別基準額を上限)を適用する(ただし、全消データのみ)。実費を保障する医療扶助等については捨象する

②収入の認定

認定所得(月額)＝(年間所得－推計年間所得税－年間社会保険料)／12－勤労控除

③生活保護基準未満の世帯数の推計

認定所得が最低生活費未満となる世帯数を、抽出率調整を加味してカウント

2 資産の保有状況を加味

1③の生活保護基準未満の世帯のうち、一定の資産を保有している世帯の割合を推計。

- ・貯蓄現在高:最低生活費1ヶ月未満(保護の要否判定基準)
- ・住宅ローンの有無(ローン付住宅を保有する世帯は当該住宅の活用が前提)

- ただし、保有する不動産や耐久消費財の評価額(換金可能額)が不明であるなどの制約があり、厳密な推計はできない。
- また、保護の適用にあたっては、収入と保有する資産だけでなく、親族からの扶養、稼働能力の有無によって判定される。
- さらに、生活保護は申請に基づく開始を原則としており、「低所得世帯数－被保護世帯数」が、申請の意思がありながら保護の受給から漏れている世帯数(いわゆる漏給)を表すものではない。

スケジュール

- ・21年11月 企画立案
- ・同年12月中 調査票利用承認手続(対総務省)、集計業者入札手続
- ・22年2月までを目処 集計作業・取りまとめ

(参考)生活保護基準未満の世帯数の推計の考え方

1 フロー所得による生活保護基準未満の世帯数の推計

最低生活費

介護扶助、その他の扶助^(注1)

医療扶助^(注1)

医療の現物サービス(自己負担なし)

教育扶助

学用品費等(全国一律基準)
高等学校等就学費を含む

住宅扶助

家賃の実費(級地別、世帯人員別に定められた上限額以内の実費)

生活扶助^(注2)

第1類(個人的経費=衣食等)
第2類(世帯共通経費=光熱水費等)
各種加算(要件に該当する場合)

※認定所得が最低生活費未満
の世帯数をカウント

収入

認定所得

就労による収入、年金、児童扶養手当等の社会保障給付金、親族からの仕送り金等

実費控除、勤労控除^(注3)

(注1)医療扶助等の現物サービスについては、当該サンプルがどの程度の医療費需要等を有しているか、統計データからは不明であるため捨象する。

(注2)生活扶助基準は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映することを目的として、1級地-1から3級地-2までの6区分の級地毎に定められている。

(注3)収入認定において、所得税、社会保険料、通勤費等の実費は必要経費として収入から控除される。また、同様に、就労収入に応じた一定の額が勤労控除として収入から控除される(月収10万円の場合、23,220円(1級地、1人目))。

2 資産の状況を加味

1で推計した生活保護基準未満の世帯のうち、最低生活費1ヶ月分以上の預貯金等を有する世帯や住宅ローンを支払っている世帯を除外。

(注)預貯金、生命保険の払戻金、不動産の売却収入等がある場合には、これらを活用した後保護が適用される。

ローン付住宅を保有する世帯は、原則として当該住宅の活用が前提。